



(写)

全社高障福発第 135 号③
日本セルフ発第 29-146 号③
平成 29 年 6 月 22 日

都道府県・指定都市 障害保健福祉部（局）長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛
認定特定非営利活動法人日本セルフセンター
会長 川俣 宗則
〈公印略〉

**「優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）
の普及・啓発及び活用促進について**

～6月27日は「優先調達推進法の日」、6月20日～7月20日は「優先調達推進法月間」です～

平素より両会事業の推進につきまして、ご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行されてから 4 年が経過しました。これまでの調達実績は、調達件数・金額ともに増加してはいるものの、1 件あたりの金額は減少している実態があります。また、依然として調達方針が未策定の市町村等もある現状です（平成 28 年 7 月 31 日時点での市町村における調達方針の策定率は 85.6%）。

全国社会就労センター協議会及び日本セルフセンターでは、平成 26 年度・28 年度に法活用につながる全国キャンペーンを実施し、各地の社会就労センターの役職員が都道府県や指定都市および市町村等を訪問し、発注促進に向けての呼びかけを行い、多くの自治体の理解や支援意向を得たところです。このキャンペーンを通じて、**優先調達推進法の公布日である 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」、6 月 20 日から 7 月 20 日までの 1 ヶ月間を「同月間」として、優先調達推進法の活用や法の精神について考える契機としていたただきたく、周知・広報に務めて参りました。**

今年度は全国キャンペーンの実施は予定しておりませんが、「優先調達推進法の日・月間」については、同法の普及・啓発および一層の活用につなげるべく、全国の障害者就労支援施設・事業所関係者および自治体関係者に対して周知・広報を継続していくこととしております。

つきましては、同月間の貴管下市町村関係部課への周知方につきましてご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

なお、関連ポスターとパンフレットを各 1 部同封いたします。必要部数を提供いたしますので、ご入り用であれば、下記問合せ先にご連絡ください。

＜お問い合わせ先（事務局）＞

「優先調達推進法」啓発活動 実施本部

全国社会就労センター協議会（セルフ協）事務局〔担当：寺西、源馬、小高〕

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL：03-3581-6502／FAX：03-3581-2428／E-mail：selp@shakyo.or.jp

<http://www.selp.or.jp/yusen/index.html>

（※ポスター・パンフレット掲載あり）